愛川町部活動地域展開ガイドライン



愛川町観光キャラクター
あいちゃん

令和８年９月

愛川町教育委員会

目　次

第 1 章 策定の趣旨と今後のロードマップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1　背景

2　趣旨

3　ガイドラインの位置付け

4　移行ロードマップ

第 2 章 平日と休日の分離・活動の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

1　分離の基本構造

2　平日（校内部活動）と休日（愛川クラブ）の比較

3　活動量と休養日のルール

第 3 章 校内部活動（平日）の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

1　目的と性格

2　活動ルール

3　指導・運営体制

4　文化系部活動の扱い

第 4 章 愛川クラブ（休日）の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

1　目的と性格

2　対象および活動基準

3　会費と保険

4　手続きと保護者説明会

第 5 章 愛川クラブの運営体制とルール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

1　運営組織・体制

2　コーディネーターの配置

3　クラブの設置・存続・廃止基準

第 6 章 学校との連携と移行措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

1　学校との情報共有

2　過渡期（令和 8〜10 年度）の「拠点校方式」

3　令和 11 年度 移行期（中学 3 年生）への特例措置

第 7 章 安全管理と適切な指導の担保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

1　不適切指導の根絶

2　安全管理と緊急時対応

第 8 章 指導者の要件と処遇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

1　指導者の要件

2　報酬および費用弁償

附則 ・・・ 7

第１章 策定の趣旨と今後のロードマップ

１　背景

学校部活動は、これまで学校教育の一環として教職員が指導にあたりながら、興味・関心のある同好の生徒の自主的・自発的な参加のもとに行われてきました。また、生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で好ましい人間関係を築き、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感を育むなど、学校における生徒の自主的で多様な学びの場としての教育的意義を担ってきました。

しかしながら、少子化の急激な進展に伴う生徒数の減少や、教職員の働き方改革の推進など、部活動を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、従来の学校単独による部活動体制を将来にわたって維持することは極めて困難な状況となっています。

こうした中、国においては「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」や「『地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議』最終とりまとめ」が示され、神奈川県においても「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」が策定されました。

本町におきましては、令和６年度に「愛川町中学校部活動の在り方検討委員会」を設置して検討を重ね、令和８年５月に「愛川町部活動地域展開基本方針」を策定しました。本基本方針では、生徒が将来にわたり継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保と、教職員の働き方改革の両立を目指し、学校と地域が連携・協働して子どもたちを育む持続可能な地域クラブ活動への展開に向けた大きな方向性を示しています。

２　趣旨

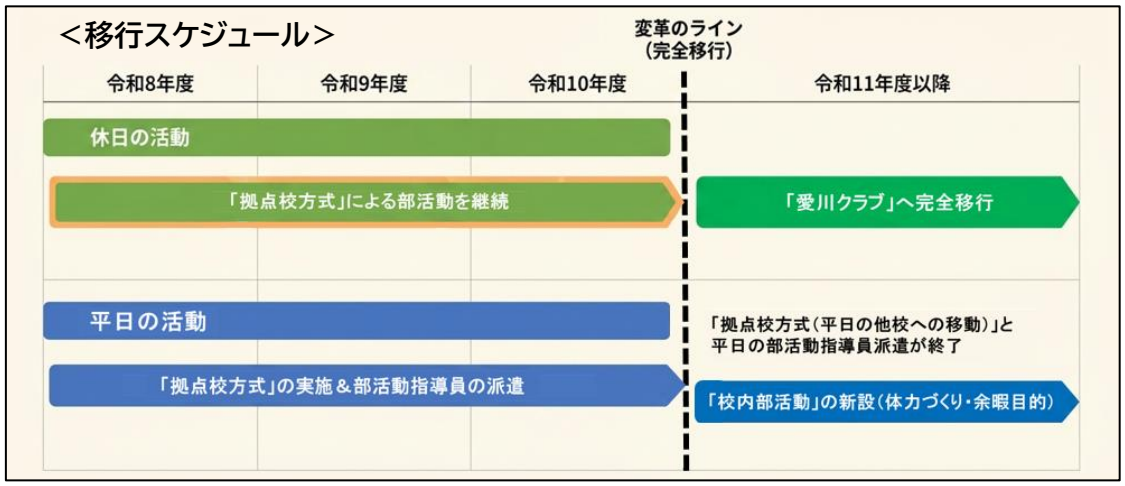
令和８年５月に策定した「愛川町部活動地域展開基本方針」を基に、町立中学校における平日および休日の学校部活動から地域クラブ活動への展開を円滑に進め、生徒および指導スタッフ等関係者が安心して活動でき、持続可能な仕組みとなるよう、本町の地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等の概要について本ガイドラインを定めるものです。

３　ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、愛川町における部活動改革および新たな地域クラブ活動の在り方についての基本的な枠組みや詳細を示すものです。具体的な運用の詳細については、必要に応じて別途定める要綱等に基づき運用するものとします。

4　移行ロードマップ

令和 8～10 年度の「過渡期（拠点校方式の実施）」を経て、令和 11 年度に完全移行（平日と休日の分離）を行います。



第 2 章 平日と休日の分離・活動の全体像

令和 11 年度以降は、平日と休日で「運営主体」「目的」「対象」を明確に分担します。

1　分離の基本構造



○平日：学校が主体となって運営する「校内部活動」（体力向上・余暇・人間関係づくりが目的）

○休日（土・日・祝・長期休業）：教育委員会が主体となって運営する「愛川クラブ」（技能向上・大会出場が目的）

○兼部：「校内部活動」と「愛川クラブ」の兼部は可能です。

※平日に他校へ移動して行う部活動（拠点校方式）は令和 10 年度までの過渡的な措置であり、令和 11 年度以降は平日の他校移動を伴う活動は行いません。

2　平日（校内部活動）と休日（愛川クラブ）の比較

比較項目	校内部活動（平日）	愛川クラブ（休日）
【目的】	体力向上・余暇を楽しむ	大会やコンクールへの参加
【活動日】	平日のみ（週2日程度）	土・日・祝日・長期休暇（原則1日3時間程度以内）
【大会参加】	原則なし ※例外あり	あり
【指導者】	全教員	募集した指導者（教員・地域指導者）2名以上
【活動場所】	在籍する中学校	町公共施設、町立中学校、県立愛川高校等
【費用】	消耗品等の一部実費負担	原則、月額3,000円程度以内＋スポーツ安全保険料

3　活動量と休養日のルール

生徒の過度な負担を防ぐため、平日と休日の活動を合算した制限を設けます。

【週予定イメージ】

月	火	水	木	金	土	日
休養日	平日活動（2時間）	休養日	平日活動（2時間）	休養日	愛川クラブ（3時間）	休養日
休養日	平日活動（2時間）	休養日	平日活動（2時間）	休養日	愛川クラブ（3時間）	愛川クラブ（3時間）

○全体の活動量上限：平日と休日を合わせて週 11 時間程度以内

○休養日の設定：全体で週 2 日以上の休養日を設定（平日の活動を週 2 日程度とすることで、休日の活動設定に柔軟性を持たせます）。

第 3 章 校内部活動（平日）の方針

1　目的と性格

体力向上や余暇を楽しむこと、異年齢交流による健やかな成長を目的とし、勝利至上主義に陥らない活動を行います。

2　活動ルール

○活動日時：週 2 日程度（原則火曜・木曜）、15:30～17:00（1 日 2 時間以内）。

〇朝練習：健康管理および睡眠時間確保のため、原則廃止します。
〇大会参加：原則として各種大会やコンクールには参加しません。

3　指導・運営体制

特定の教員に負担が偏らないよう、学校全体の全教職員で協力して生徒を見守る体制とします。

4　文化系部活動の扱い

愛川クラブの対象とならない吹奏楽以外の文化系部活動（美術、写真、PC 等）は平日の「校内部活動」として実施します。なお、スケッチ大会や撮影会等の校外活動に限り、保護者同意のもと年に数回、休日に実施することも可能とします。

第 4 章 愛川クラブ（休日）の方針

1　目的と性格

専門的な指導のもとで技術・技能の向上を図り、大会・コンクール等への参加を通じて個性を伸び伸びと伸長させる活動を行います。

2　対象および活動基準

〇対象種目：運動部および吹奏楽部。
〇対象生徒：町立中学校に在籍する生徒で、保護者の同意を得た希望者（任意加入）。
〇活動時間：1 日 3 時間以内（大会・試合等は 1 日 6 時間程度以内）。

3　会費と保険

〇会費：原則月額 3,000 円程度以内（各クラブで適正設定、年度末に会計報告）。
〇保険：全員（指導者及び参加者）が「スポーツ安全保険」に加入することを義務付けます。

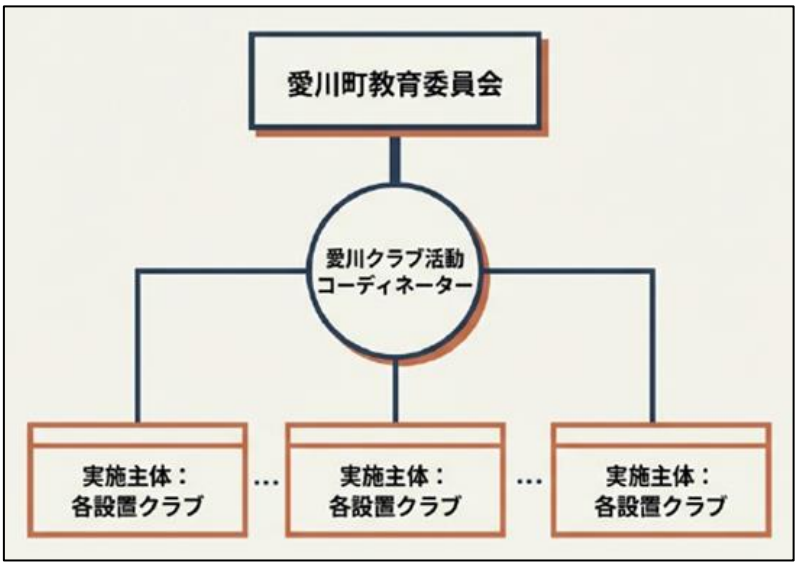
4　手続きと保護者説明会

〇入会（随時入会）：入会を希望する生徒は「入会申込書」を教育委員会に提出します。
※初年度及び新入生の新規入会は 4 月第 4 週までに提出します。
〇保護者説明会：毎年 4 月に「保護者説明会」を開催し、各クラブの活動方針や活動内容等を周知します。
〇退会：退会するときは、保護者の同意の上、「退会届」を所属クラブの指導者へ提出します。指導者は、「退会届」を教育委員会へ提出します。

第５章 愛川クラブの運営体制とルール

１　運営組織・体制

教育委員会が運営主体となり、拠点校方式により実施します。



２　コーディネーターの配置

教育委員会内に「愛川クラブ活動コーディネーター」を設置し、クラブの設置調整、指導者の管理・研修、謝金支払い・補助金等事務手続き、学校・地域との連携仲介等を一括して担います。

３　クラブの設置・存続・廃止基準

（1）新規設置基準

○初年度については、原則、令和 10 年度時点で町立中学校に設置されている運動部及び吹奏楽部を対象とします。

○3 校合算の活動希望生徒数が 5 名以上、指導希望者が 2 名以上確保できること。

○種目新設の申請があった場合は、地域での実績等を鑑み検討します。

（2）存続・廃止基準

○「生徒数 5 名以上」かつ「指導者 2 名以上」を存続条件とします。

○団体競技で規定人数未満の状態が 1 年続いた場合は、年度末での廃止を検討します（事前に保護者へ周知・連絡）。

第 6 章 学校との連携と移行措置

1　学校との情報共有

コーディネーターや指導者は、学校行事や定期試験、生徒の健康状態等について、学校側と情報共有を行います。

2　過渡期（令和 8〜10 年度）の「拠点校方式」

地域展開までの間、単独校で存続が困難な部活動については「拠点校方式」を実施し、受入校と在籍校の教頭（調整役）・窓口教員（連絡員）が連携して安全に活動機会を確保します。

3　令和 11 年度 移行期（中学 3 年生）への特例措置

完全移行初年度（令和 11 年 4 月時点）の中学 3 年生については、以下の特例を設けて安心して引退を迎えられるようにします。

○大会出場権の保障（引退まで「在籍校の部活動」として出場可能）。

○校内部活動としての特例設置と前年度顧問の継続配置（在籍校に顧問がいる場合に限る）。

第 7 章 安全管理と適切な指導の担保

1　不適切指導の根絶

体罰、暴言、ハラスメント及びいじめ等の行為は、一切容認しません。教育委員会は違反があった指導者の委嘱を取り消します。

2　安全管理と緊急時対応

○指導者は、生徒の発達段階や健康の状態、暑さ指数（WBGT）に基づく熱中症対策等、適切な指導内容や活動時間等を設定するとともに、設備・用具の点検を徹底します。

○指導者は、万一の事故に備え、緊急連絡先等を個人情報に配慮した上で携帯します。

第８章 指導者の要件と処遇

１　指導者の要件

〇教育方針を理解し、安全かつ適切な専門指導・引率ができる者。

〇かながわ地域クラブ活動指導者研修講座等、ハラスメント防止等の研修を受講した者（予定者を含む)。

〇暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこのような行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者。

〇以下のいずれにも該当しない者

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または、その執行を受けることがなくなるまでの者。

・暴力団・暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、または、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者。

・過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等がある等指導者として不適切な者。

２　報酬および費用弁償

〇報酬（謝金)：1 時間あたり 1,600 円 程度

〇費用弁償（交通費)：「愛川町職員の給与に関する条例　第 9 条」により、自宅から活動場所までの最短距離、勤務日数に応じて支給する。
（自動車等の使用距離が片道 2km 未満は支給なし、自動車等の使用距離が片道 2km 以上 160 円～40km 以上 1,020 円）

附則

1　本ガイドラインは、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。
なお、令和 11 年度からの完全移行に係る事業については、関連する歳出予算の成立及び関係議会の可決を経て、令和 11 年 4 月 1 日から適用するものとする。

2　今後、国や県の方針等に変更が生じた場合や、運用の過程で改善が必要となった場合は、随時見直しを行うものとする。